

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】平成27年3月5日(2015.3.5)

【公開番号】特開2013-146165(P2013-146165A)

【公開日】平成25年7月25日(2013.7.25)

【年通号数】公開・登録公報2013-040

【出願番号】特願2012-6406(P2012-6406)

【国際特許分類】

H 02 G 3/16 (2006.01)

H 05 K 7/06 (2006.01)

【F I】

H 02 G 3/16 A

H 05 K 7/06 C

【手続補正書】

【提出日】平成27年1月14日(2015.1.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

バスバー本体と、

バスバー本体に設けられた絶縁体のスペーサと

を有し、

前記バスバー本体は、前記バスバー本体を固定するための固定部材の一部が間挿される第1の貫通孔を形成する第1の貫通孔部を有し、

前記スペーサは、頭部と、前記頭部から伸びた胴部と、前記頭部から前記胴部にかけて抜けた孔であって、前記固定部材の一部が間挿される第2の貫通孔を形成する第2の貫通孔部とを有し、

前記バスバー本体に前記スペーサが設けられた状態において、前記頭部は、前記第1の貫通孔の一端口の周縁領域の少なくとも一部分をカバーし、前記胴部は、前記第1の貫通孔部の内周面をカバーし、

前記胴部の先端と前記バスバー本体の一面とが略面一であり、

前記バスバー本体に対して前記スペーサが相対的に前記頭部の側へ移動する際に抵抗が生じるよう前記胴部の外周面が前記第1の貫通孔部の内周面に対して相対的に固着している、

バスバー。

【請求項2】

請求項1記載のバスバーであって、

前記バスバー本体の前記第1の貫通孔部の少なくとも一部が、前記スペーサの胴部の上端側の断面積よりも前記スペーサの下端側の断面積の方が広くなるように形成されている、

バスバー。

【請求項3】

請求項2記載のバスバーであって、

前記バスバー本体の前記第1の貫通孔部の少なくとも一部が、前記上端側よりも前記下端側の断面積が広くなるよう面取りが施されている、

バスバー。

【請求項 4】

請求項 3 記載のバスバーであって、

前記バスバー本体の前記第 1 の貫通孔部が、前記上端側よりも前記下端側の断面積が広い円錐形状である、

バスバー。

【請求項 5】

請求項 3 又は 4 記載のバスバーであって、

前記バスバー本体と前記スペーサとが一体成型により形成される、
バスバー。

【請求項 6】

筐体と、

前記筐体内に固定されバスバーを含んだ回路と
を有し、

前記バスバーが、

バスバー本体と、

バスバー本体に設けられた絶縁体のスペーサと
を有し、

前記バスバー本体は、前記バスバーを前記筐体内に固定するための固定部材の一部が間挿される第 1 の貫通孔を形成する第 1 の貫通孔部を有し、

前記スペーサは、頭部と、前記頭部から延びた胴部と、前記頭部から前記胴部にかけて抜けた孔であって、前記固定部材の一部が間挿される第 2 の貫通孔を形成する第 2 の貫通孔部とを有し、

前記バスバー本体に前記スペーサが設けられた状態において、前記頭部は、前記第 1 の貫通孔の一端口の周縁領域の少なくとも一部分をカバーし、前記胴部は、前記第 1 の貫通孔部の内周面をカバーし、

前記胴部の先端と前記バスバー本体の一面とが略面一であり、その面と前記バスバーが固定される箇所との間に前記バスバー本体の熱を前記筐体に逃がすための伝熱シートが挟まれてあり、

前記バスバー本体に対して前記スペーサが相対的に前記頭部の側へ移動する際に抵抗が生じるよう前記胴部の外周面が前記第 1 の貫通孔部の内周面に対して相対的に固着している、

電子機器。